

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に採用され、B県C村に所在するD局に勤務していたところ、平成〇年〇月〇日、金庫の扉に左中指と薬指を挟まれ負傷し、同日、E病院に受診して「左環指神経損傷、左環指・中指末節骨開放骨折」と診断され、加療の結果、同年〇月〇日に治ゆ（症状固定）となった。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に残存する障害の程度は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級表上の障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認め、同等級に応ずる障害補償給付を支給する旨の処分を行った。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

請求人は、傷病名「左環指神経損傷、左環指・中指末節骨開放骨折」と診断されていること等から、残存する障害として検討すべきものは、受傷部位に係る障害として、手指の機能障害及び神経障害であると考えられるところ、当審査会において、本件における医証を含む一件記録を精査するも、次のとおりである。

(1) 請求人の手指の機能障害について

ア 請求人は、「中指は伸ばしきれない」と申し立てているが、決定書理由第2の2の(2)のアの(ア)に説示するとおり、①左中指の中手指節間関節(MP)及び近位指節間関節(PIP)の可動域は、「健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの」に該当せず、②遠位指節間関節(DIP)の可動域について、「遠位指節間関節を屈伸することができないもの」「遠位指節間関節が強直したもの」又は「屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動で屈伸できないもの又はこれに近い状態にあるもの」に該当しないことから、当審査会としても、請求人の左中指の機能障害は認めることはできないと判断する。

イ 請求人は、「薬指は伸ばしきれない」、「薬指の第一関節が自力で曲げられない」と申し立てているところ、決定書理由第2の2の(2)のアの(イ)に説示するとおり、①左環指の中手指節間関節(MP)及び近位指節間関節(PIP)の可動域は、「健側の可動域角度の1/2以下に制限されているもの」に該当しないが、②左環指には神経損傷があり、「屈伸筋の損傷等原因が明らかなものであって、自動で屈伸できないもの又はこれに近い状態にあるもの」に該当すると認められることから、当審査会としても、請求人の手指に残存する障害の程度は、「1手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸すること

ができなくなったもの」(第14級の7)に該当すると判断する。

(2) 請求人の神経障害について

ア 請求人が提出した障害補償給付支給請求書裏面の「診断書」を補正した書面には、左中指・環指の「疼痛」及び「左中指・環指末節部疼痛により業務に支障をきたすことがある」と記載されているところ、F医師は、平成〇年〇月〇日付け調査書において、要旨、①〇月〇日に指に痛みがあり、作業に支障があるということでしたので、疼痛について診断書に加筆した、②痛みの程度はどの程度かわからない、③仕事に支障がある程度についてはわからない、と述べている。

イ この点、請求人は、平成〇年〇月〇日付け聴取書において、「痛みについては、指先を強く使うものでなければ8時間仕事をすることは可能だと思う」、「休日などで、左手の指を使わなければ、特に痛いとか、痺れるとかをあまり意識することはない」旨、述べている。

ウ 上記F医師の意見及び請求人の申述を踏まえ、G医師は、平成〇年〇月〇日付け意見書において、「環指の疼痛は、局部に神経症状を残すものに該当する。」との意見を述べている。

エ 以上のことから、当審査会としても、神経縫合術を行った請求人の左環指については、「通常の労務に服することができるが、受傷部位にほとんど常時疼痛を残すもの」と認められ、「局部に神経症状を残すもの」(第14級の9)に該当すると判断する。

(3) 上記(2)の疼痛等感覚障害は、上記(1)の機能障害に通常派生する関係であると認められることから、そのいずれか上位等級をもって認定することが妥当であり、当審査会としても、請求人の障害等級は第14級に該当するものと判断する。

3 以上のとおりであるので、請求人に残存する障害は障害等級第14級を超えるものとは認められず、したがって、監督署長が請求人に対してした障害補償給付の支給に関する処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。